

1.妊娠おめでとうございます	1
●母子健康手帳の交付及び健康相談 ●妊産婦・乳児健康診査・新生児聴覚検査受診票の交付 ●出産・子育て応援給付金（ギフト）のご案内 ●パパとママのための妊娠・育児体験 ●太子町こうのとりタクシー利用助成事業 ●妊産婦医療福祉費支給制度（マル福制度） ●いばらき KidsClub カード ●育児支援アプリサービス母子手帳「～すくすくダイアリー～by 母子モ」 ●医療相談アプリ「L E B E R」	
すこしずつ、お父さんになろう	4
おじいちゃん・おばあちゃんも一緒に孫育てしましょう	5
2.出産おめでとうございます	7
①出生届の提出 ②小児医療福祉費支給制度（マル福制度） ③児童手当の申請	
医療費等の負担が軽減される制度があります	8
●出産育児一時金 ●未熟児養育医療の給付 ●育成医療の給付	
出産後のママを応援します	9
●産後ケア事業	
子育てのお手伝いをします	10
●乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業） ●ファミリー・サポートセンター事業 ●フレーフレーテレフォン茨城	
楽しく遊び・出会い・交流の場をつくりま	10
●子育て支援センター事業	
3.乳幼児期には	11
●定期健康相談 ●乳児健康診査 ●乳児健康相談 ●1歳児健康相談 ●1歳6か月児健康診査 ●2歳児健康相談 ●3歳児健康相談	
予防接種をうけま	12
個別予防接種協力医療機関一覧（町内）	12
おたふくかぜワクチン接種費助成のお知らせ	13
インフルエンザワクチン接種費助成のお知らせ	13
男子 HPV（ヒトパピローウイルス）ワクチン接種費助成のお知らせ	14
4. 友達いっぱい保育所（園）・幼稚園	15
●保育所（園）への入所（園） ●幼稚園への入園	
一時的にお子さんを預けたい	16
●一時保育事業 ●幼稚園預かり保育事業 ●病児・病後児保育事業	
5.発育や発達が気になる時は	17
発達支援に関する支援事業	18
●ひまわり教室 ●ことばの巡回訓練	
発育・発達に関する専門の医療機関	18

6.もうすぐ小学校入学	19
●就学相談 ●就学児健康診断 ●就学通知	
こんなサービスがあります	20
●「家庭教育ブック」 ●放課後児童クラブ ●放課後子ども教室 ●障害児日中一時支援	
7.小学生になったら	21
◆大子町の教育委員会事務局◆ ●転校の手続き ●教育支援委員会 ●就学援助制度 ●スクールカウンセラー ●教育・就学相談 ●適応指導教室『山びこひろば』	
◆茨城県の教育委員会◆ ●子どもの教育相談 ●発達が気になる子どもの教育相談 ●いじめ・体罰解消サポートセンター	
8.様々な制度を上手に活用しましょう	22
●いばらき身障者等用駐車場利用証制度 ●新生児すくすく祝金 ●チャイルドシート購入補助金 ●子育て世帯住宅建設助成金 ●子育て支援住宅 ●結婚新生活応援補助金 ●風しんワクチン接種費助成のお知らせ	
大子町の教育支援資金助成制度	25
●教育支援費 ●就学支度費 ●定住促進教育ローン支援助成金	
9.福祉関係の諸手当一覧	26
●児童手当 ●児童扶養手当 ●特別児童扶養手当 ●障害児福祉手当 ●大子町心身障がい者（児）福祉手当 ●心身障害者扶養共済制度	
10. 医療助成制度について	27
●小児慢性特定疾病の医療給付 ●療育の給付 ●産科医療補償制度	
11.障がいに関する手続き	28
●障害者手帳の交付 ●障害者総合支援法 ●身体障害者補装具の給付 ●身体障害者日常生活用具の給付及び貸与 ●重度心身障害者（児）医療福祉費支給制度（マル福制度）	
12.ひとり親家庭を支援します	29
●児童扶養手当 ●鉄道（JR）定期券の割引制度 ●母子家庭等生活支援員の派遣制度 ●新入学祝い品 ●母子家庭及び父子家庭医療福祉費支給制度（マル福制度） ●母子家庭のための施設 ●困ったときの相談	



13. 急な病気・けがのときは	30
●緊急医療 ●子ども救急電話相談 ●茨城県救急医療コントロールセンター ●局番なしの『119番』	
子どもの事故に気をつけましょう	31
14. 町内医療機関一覧	33
15. こんなことで困ったら	34
◆出産前後や子育てのことで心配◆ ●定期健康相談 ●こころの相談 ●いばらき妊娠・子育てほっとライン	
◆お子さんの養育上のこと、児童の福祉に関する事で心配◆ ●地域児童相談	
◆無気力・イライラ・こころの相談◆ ●思春期相談 ●いばらきこころのホットライン	
気付いたら通告!! 国民の義務です!!(虐待から子どもを守ろう)	35
女性の保護に関する相談、DV被害相談	36
◆民生委員・児童委員◆.....	36
◆主任児童委員◆.....	36
◆人権擁護委員◆.....	36
◆青少年相談員◆.....	36
◆人権ダイヤルのご案内◆.....	36
16. みんなで楽しく学び・遊びましょう	37
●家庭教育学級 ●町内の主な公園 ●町内の主な日帰り温泉	
17. 子どもたちの創造力・豊かな感性を育てませんか?	39
●「読書のまち」として ●大子町中央公民館別館図書館 プチ・ソフィア ●ブックスタート事業	
18. 考えていますか? 防災対策	40
●転倒・落下防止 ●割れたガラスや食器類から身を守るためには ●避難通路を確保するために	
◆準備していますか? 防災グッズ◆ ●貴重品 ●非常食 ●救急薬品 ●その他	



1.妊娠おめでとうございます



母子健康手帳の交付及び健康相談

妊娠していることがわかったら、すみやかに大子町子育て世代包括支援センター「すくすく」(大子町保健センター内)に妊娠届出を提出してください。母子健康手帳を交付し、必要に応じて健康相談を行います。妊娠・出産・子育て支援に関する事業や各種サービス等についても情報提供をしています。

妊産婦・乳児健康診査・新生児聴覚検査受診票の交付

妊娠届出の提出時に、妊産婦・乳児健康診査・新生児聴覚検査受診票を交付しています。この受診票を使うことで交付以降の妊婦健康診査が全て(標準14回)、産婦の健康診査が2回(2週間後、1か月後)、新生児聴覚検査、乳児の健康診査が3回全額公費負担で受けられます。

県外で健康診査を受ける場合は、健診費用を全額お支払いいただき、申請書を提出することで、後日健診費用の全額を口座に振り込みます。事前にご相談ください。

出産・子育て応援給付金(ギフト)のご案内

出産育児関連用品の購入費の助成や子育て支援サービスの利用負担の軽減をはかることを目的としています。すべての妊婦やお子さんがあるご家庭が安心して出産・子育てができるように、妊娠期から子育て期まで一貫して相談に応じる事業とあわせて実施します。

《対象となる方》

出産応援給付金：町内に住所を有する妊娠の届出をした妊婦

子育て応援給付金：町内に住所を有する出生した乳児の養育者

《給付までの流れ》

妊娠届出時

子育て世代包括支援センター「すくすく」の保健師等と面談を行い、妊娠中の方へのアンケートと出産応援給付金申請書兼請求書を提出します。

→ 希望者に5万円の給付を行います。(口座振り込み)

出産応援給付金

妊娠8か月頃

「妊娠後期電話」として、子育て世代包括支援センター「すくすく」の保健師等から電話をし、生活状況や出産に向けた準備について聞き取りを行います。また、希望される方には後日面談を行います。

こんにちは赤ちゃん訪問時

生後2か月頃、保健師による訪問を行っています。その際に、出産後の方へのアンケートと子育て応援給付金申請書兼請求書を提出します。

→ 希望者に5万円の給付を行います。(口座振り込み)

子育て応援給付金

問合せ 健康増進課 健康増進担当 ☎72-6611

※子育て世代包括支援センター「すくすく」は、健康増進課内にあります。

※母子健康手帳交付の際に、妊産婦・乳児健康診査・新生児聴覚検査受診票及び出産・子育て応援給付金の申請を行いますので、印鑑をお持ちください。

パパとママのための妊娠・育児体験

妊娠後期（妊娠28週以降）の方を対象に、パパとママのための妊婦・育児体験を行っています。ご希望の方は、健康増進課にご連絡ください。当日は、受講のスタンプを押しますので、母子健康手帳を持参してください。費用は無料です。

大子町こうのとりのタクシー利用助成事業

安心、安全な出産を支援するため、妊婦さんが出産のための入院時に、タクシーを利用した際の利用料金を助成します。

《利用できる方》 ※大子町に住民票がある妊婦さんに限ります。

- （１）出産のために自宅又は里帰り先から医療機関等の入院先までタクシーを利用する方
※すでに破水や、出血等がある場合は除きます。
- （２）出産後の退院時に、医療機関等から自宅や里帰り先までタクシーを利用する方

《助成回数》 一度の出産につき入院1回、退院1回の計2回

《助成額》 1回につき30,000円を上限とします。

《助成方法》 指定業者：滝交通タクシー、茨城交通タクシー

指定業者の大子町内からタクシーを利用する場合	事前に申請し、利用券の交付を受けてください。利用券を指定業者のタクシー運転手に提出することで、助成を受けられます。
指定業者以外の大子町外からタクシーを利用する場合	タクシー利用料金を、全額自己負担後に申請の手続きを行うことで、後日口座に振り込まれます。

※上限を超えた金額は、自己負担になります。
※詳細については、お問い合わせください。

問合せ 健康増進課 健康増進担当 ☎72-6611

妊産婦医療福祉費支給制度（マル福制度）

妊産婦の方が、母子健康手帳の交付を受けた月の初日から出産した月の翌月末日までに健康保険証を使用して医療機関等で受診した場合、医療費の自己負担分の全額を助成します。

問合せ 町民課 国保年金担当 ☎76-8125



いばらき KidsClub カード

下のカードが掲示されている場所で、カードを提示していただくと割引やプレゼントといったサービスを受けることができます。妊娠中や18歳未満の子どもがいる世帯が対象です。カードの発行は福祉課で行っています。第2子以降のお子さんが生まれた場合は、カードの再交付を行いますので、手続の際にカードをお持ちください。

旧カードをお持ちの方で、新しいカードに変更希望される方は福祉課で受付しています。「いばらき Kids Club」カードの詳しい内容や協賛店舗は、茨城県のHPをご覧ください。



URL: <https://www.kids.pref.ibaraki.jp/>



QRコードからでも詳しい内容がわかります。

問合せ 福祉課 社会福祉担当 ☎72-1117

育児支援アプリサービス 母子手帳「～すくすくダイアリー～by母子モ」

妊娠中から出産・子育ての時期に快適に育児ができるようにするためのスマートフォン及びパソコン向けのアプリサービスです。妊婦健診の記録、お子さんの成長記録、予防接種の管理、子育てに関する動画コンテンツの配信、町からの育児情報の配信等の機能のほか、記録したデータは共有できるので、ご家族でお子さんの成長を見守ることができます。ダウンロード・登録は無料です(通信料は利用者負担)。ぜひ、ご利用ください。

《対象》

妊婦や乳幼児の保護者と家族 (※妊婦、保護者以外の家族も登録できます。)

《登録方法》

QRコードからダウンロード



「母子モ」と検索してダウンロード



母子モ

検索



※登録などに関するお問合せ (株)エムティーアイ ☎03-6327-2516

問合せ 健康増進課 健康増進担当 ☎72-6611

医療相談アプリ「LEBER」

子育ての不安軽減のため、就学前のお子さんがいるご家庭を対象に、24時間365日医師にスマホで医療相談ができるアプリ「LEBER」がご利用できます。

「病院に行くほどじゃないけれど、心配・・・」子育てをしていると、急な症状で病院受診を悩む事があります。一人で悩まず、まずは、アプリで相談してみませんか。

料金：無料

対象：就学前のお子さんがあるご家庭

※一番下のお子さんと、そのご家族4名の健康相談が無料になります。

※アプリに関するお問合せ 株式会社リーバー (アプリ開発業者)

☎029-896-6263 (平日 10:00~18:00)

✉info@leber.jp

問合せ 健康増進課 健康増進担当 ☎72-6611



すこしずつ、お父さんになろう・・・

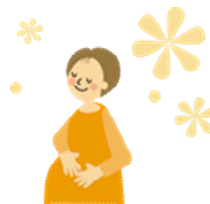
妊娠・出産は2人にとって大きな転機です。この10か月をどう過ごすか、夫として、父親として、どのように自分が変わっていかなければならないか、妻の変化とともに、ゆっくり考えてみてください。

妻にしても、いきなり『母親』になるわけではありません。女性は妊娠期間を通じて、あるいは子育てを通じて、少しずつ母親になっていくのです。それは男性も同じです。妊娠中から、親としての自覚を少しずつ育んでいきましょう。

そして、大切なことは子どもとのかかわりが、父親にとっても『人生の宝』になるということです。



妊娠中のサポート



妊娠は病気ではないといっても、中にはつわりで寝込む人もいます。また、おなかが大きくなると、足のたるさや、腰痛なども起こります。出産に対する不安やさまざまなストレスで、心が不安定になる人もいます。

夫は、妻がつらい思いをしているとき、家事などの日常的な場面で、身体的にも精神的にもサポートする必要があります。さらに、夫から思いやりのある優しい言葉をかけられることが、なにより励みとなるのです。

上の子の世話

母親の変化に、敏感に気付いている子が甘えん坊になったり、わがままになったりすることもよくあります。こんなときは、お父さんの出番です。上の子が疎外感を感じないように、家族全員で赤ちゃんを迎えられるよう、上の子に愛情を示し、積極的に相手をしてあげてください。妻が出産で入院しているとき、上の子の世話をどうするか、2人でよく話し合ってください。

赤ちゃんとの暮らし

～お母さんのSOSを見落とさないで～

赤ちゃんが誕生すると、暮らしは一変します。妻は大部分の時間を母親として使わなければなりません。赤ちゃんの世話も完璧に、同時に夫婦の暮らしも前と同じにというのは無理な話です。夫は、自分のことは自分でしなければなりませんし、赤ちゃんの世話や家事も、必要な分は分担することが大切になります。

赤ちゃんについて経験がないのは父親も母親もあまりかわりません。体験的に学んだことのないことを、産婦人科から帰ってきた次の日からやらなくてはならないわけです。肉体的にも精神的にも、たいへんな負担が母親にかかりはじめます。父親も仕事が忙しいと思いますが、いちばん身近にいる夫が第一の子育てサポーターとなる必要があるでしょう。『育児は母親の役目』ではなく、『一緒に育てよう』と言ってあげられる関係づくりをしていくといいですね。



おじいちゃん・おばあちゃんも一緒に孫育てしましょう



出産前後のサポート



妊娠中、パパが仕事で家にいない時、ママが一人で家にいると知らない場所では不安がいっぱいです。こまめに連絡をし、話し相手になったり、大変そうなら手伝いに行きあげたりすると良いでしょう。

いよいよ出産！嬉しい気持ちはわかります。今は早くから性別がわかる場合がありますが、「性別は？」、出産予定日がきたからといって「まだ？」という言葉はプレッシャーに感じてしまう場合もありますので、そっとしておきましょう。心配しなくてもすぐに可愛い赤ちゃんが見られます。

出産前後の過ごし方は多様化しています。パパ・ママの意見を尊重し、夫婦2人で頑張るという場合でも、必要なときは行政や民間のサポートがあることを教えてあげましょう。

手伝う場合でも、赤ちゃんのお世話はパパ・ママに任せて、家事や身の回りのことを手伝ってあげましょう。



子育ての常識は時代によって変わります



チャイルドシート

道路交通法の改正により、6歳未満の乳幼児のチャイルドシートの使用が義務づけられました。必ず適正に使用しましょう。

寝かせかた

乳幼児突然死症候群(SIDS)から赤ちゃんを守るため、医学上の理由で必要な時以外、1歳になるまでは赤ちゃんの顔が見えるあおむけに寝かせましょう。

虫 歯

虫歯菌は大人の唾液を通して感染することがわかったので、かみ砕いた食べ物を与えたり、大人が使ったはしやスプーンを共有したりしないようにしましょう。

食物アレルギー

現在は10～20人に1人の子どもが食物アレルギーと言われています。パパ・ママに確認してから食べさせるようにしましょう。

ハチミツやハチミツ入りの飲料・食品は、乳児ボツリヌス症を予防するため1歳未満の赤ちゃんに与えないようにしましょう。死亡する場合があります。





乳幼児期のサポート



3歳頃までの周囲の環境や関わり方は、成長の中でとても大切だと言われています。一緒に遊んだり、読み聞かせをしたり、たくさんのコミュニケーションをとりましょう。

おんぶ

現在は抱っこが主流ですが、おんぶの良さも伝えてあげましょう。家事が楽になるし、赤ちゃんの視野が広がって好奇心を刺激し、脳に良い刺激を与えられています。首がしっかりすわってから行いましょう。

人見知り

発達の過程で、知恵がついてきた証拠です。いずれ落ち着くので無理に抱っこしようとはせず、パパ・ママに抱かれている赤ちゃんをあやす程度にしましょう。

孫を預かるとき

「子どもを預かって」と言われたら、預かる前に、ミルクのつくり方やおむつの交換の方法、与えてよい食べ物など基本なお世話について確認をしましょう。

読み聞かせ

絵本は子どもの情緒や想像力を育んでくれます。お膝に座らせてゆっくり絵本を読んであげると喜びます。子どもが気に入った絵本を何度でも読んであげるとよいでしょう。



子育ての基本は今も昔も
変わりません。

子どもの健やかな成長を
見守りましょう。

2. 出産おめでとうございます

① 出生届の提出

お子さんが誕生したら、14日以内に町民課に出生届を提出してください。

○届出に必要な書類

- ・ 出生証明書
- ・ 母子健康手帳
- ・ 本人確認書類
- ・ 出生連絡票



問合せ 町民課 町民担当 ☎72-1112

② 小児医療福祉費支給制度（マル福制度）

0歳～18歳到達後、最初の3月31日までのお子さんが健康保険証を使って医療機関で受診した場合、自己負担の全額を助成します。

○申請に必要な書類

- ・ お子さんの健康保険証
- ・ 保護者の口座のわかる通帳等
- ・ 通知書

問合せ 町民課 国保年金担当 ☎76-8125

③ 児童手当の申請

中学校終了前までの子どもを養育している方を対象に支給される手当です。
基本的に所得が高い方が受給者となります。

児童の年齢	1人当たりの月額
3歳未満	一律 15,000円
3歳以上小学校修了前	10,000円 (第3子以降は15,000円)
中学生	一律 10,000円

(令和6年5月末現在)

※児童を養育している方の所得が所得制限限度額以上の場合は、特例給付として月額一律5,000円の手当を支給します。

※第3子以降とは養育している高校卒業までの児童のうち、3番目のお子さん以降をいいます。

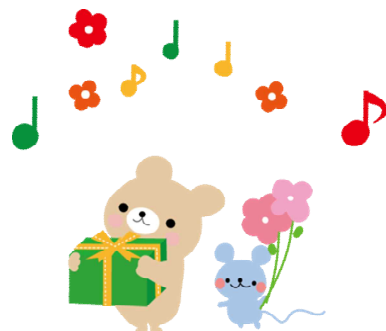
※支払時期は6月・10月・2月のそれぞれ10日、該当月の前月分までが支給されます。

土・日・祝日の場合は、その直前の金融機関営業日に支給します。

○申請に必要な書類

- ・ 保険証
- ・ 金融機関の通帳
- ・ 個人番号(マイナンバー)のわかるもの(両親分)
- ・ 印鑑

問合せ 福祉課 社会福祉担当 ☎72-1117



医療費等の負担が軽減される制度があります



※各制度の内容については変更になることがありますのでお問い合わせください。

出産育児一時金

国民健康保険に加入している方を対象に、出産育児一時金（50万円又は48万8千円）を支給します。社会保険に加入している方は、勤務先または保険者にお問い合わせください。

未熟児養育医療の給付

未熟児（生まれた時の体重が、2,000グラム以下で生命力が特に薄弱な未熟児）であって、医師が入院養育を認めたものにかかる医療費の自己負担分を公費で負担します。世帯の課税状況により一部負担があります。

※マル福制度により実質無料になります。

問合せ 町民課 国保年金担当 ☎76-8125

育成医療の給付

18歳未満の身体に障がいのある児童を対象に、障がいの除去に係る医療費の自己負担分を公費で負担します。世帯の課税状況により一部負担があります。

問合せ 福祉課 社会福祉担当 ☎72-1117



出産後のママを応援します



産後ケア事業

お母さんや赤ちゃんの生活リズムづくりと心身の安定を図るため、産科施設を日帰りまたは宿泊で利用し、母子の体調やお母さんの希望にあわせた心身のケアや育児サポート等が受けられます。

《利用できる方》

大子町に住所がある出産後1年を経過しないお母さんと赤ちゃんで、以下のいずれかに当てはまる方

- ・ 出産後家族などから家事や育児のサポートが受けられない方
- ・ 産後の心身の不調や育児に不安がある方
 - ※医療行為が必要な場合は利用できません。
 - ※赤ちゃんだけのお預かりはできません。
 - ※利用施設によって、利用可能月例が違います。

《利用料(自己負担額)と利用可能日数》

利用形態	利用料金(自己負担額)	利用可能日数
日帰りケア	1日 1,000円	日帰りケア・宿泊型ケア 通算利用 7日以内
宿泊型ケア	1泊 3,000円 連続1泊毎 2,000円	<ケアの内容> ・ お母さんのケア (健康管理や乳房ケアなど) ・ 赤ちゃんのケア (発育や発達のチェックなど) ・ 育児の指導、相談(授乳や沐浴方法、育児相談など)

※日帰りケアは1回で1日利用、宿泊ケアは1回(1泊)で2日利用となります。
※生活保護世帯の方は、利用料金はかかりません。

《交通費の支給》

利用施設まで公共交通機関やタクシーを利用した場合、交通費を助成します。

※償還払いで対応しますので、後日領収書を持参してください。

《利用施設》

岩佐医院(大子町)、ひたちなか母と子の病院(ひたちなか市)
加瀬病院(ひたちなか市)、植野産婦人科医院(水戸市)
水戸赤十字病院(水戸市)、那須赤十字病院(栃木県大田原市)
※利用施設の詳細についてはお問い合わせください。

《利用方法》

利用する前には申請が必要です。健康増進課へご相談ください。



問合せ 健康増進課 健康増進担当 ☎72-6611



子育てのお手伝いをします



乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

保健師・管理栄養士が生後4か月までの赤ちゃんのいる家庭を訪問します。お母さんとお子さんの心身に関する支援をしています。また、育児相談にも応じています。

問合せ 健康増進課 健康増進担当 ☎72-6611

ファミリー・サポート・センター事業（大子町社会福祉協議会）

乳幼児や小学生等児童を有する子育て中の方を対象に、児童の預かりや保育施設への送迎などのサービスを提供します。

サービスの内容及び料金等については、大子町社会福祉協議会にお問い合わせください。

問合せ 子育て支援センター ☎72-1120

フレーフレーテレフォン茨城

ファミリー・サポート・センター事業と同様のサービスを行っています。その他、子育て支援情報を提供します。料金等については、直接お問い合わせください。

問合せ （財）21世紀職業財団茨城事務所 ☎029-226-2413

楽しく遊び・出会い・交流の場をつくります



子育て支援センター事業（大子町社会福祉協議会）

子育て支援センターは、0歳から就学前までのお子さんとその保護者の方が、楽しめる場所です。お母さんやお父さんの交流もあり、保護者の輪も広がります。お買い物の帰りやちょっとした空き時間など、お気軽にご利用ください。たくさんの方のお越しをお待ちしています♪

一般開放

0歳から就学前までの親子がセンターにあるおもちゃ等で自由に遊べます。子育て中の方どうしの交流や情報交換もできます。

日時 毎週月～金曜日 時間 9:00～14:00

毎月第1、3土曜日 時間 9:00～12:00

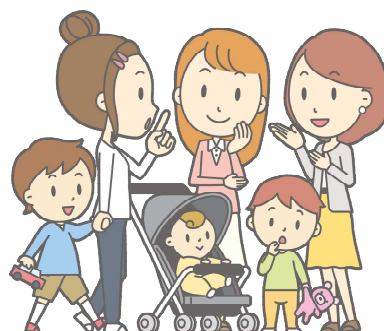
たんぽぽ広場

専属の保育士が毎回いろいろな企画を立てて、親子で一緒に製作やお散歩、ミュージックケアなどをして楽しく遊ぶ広場です。（0歳から未就学児対象）

日時 毎週火・金曜日 時間 10:00～11:00

その他にも、ママヨガ(健康づくりポイント事業対象)やマタニティひろば、子育てサロンなど支援センターでは様々な企画を用意しています。

問合せ 子育て支援センター ☎72-1120



3.乳幼児期には

定期健康相談（相談日時 毎週火曜日 13：30～15：00）

保健師・管理栄養士が、子どもの発育、発達、栄養、生活環境、疾病予防等の相談をお受けし、個々のケースに合わせた育児相談に対応しています。

受けて安心、お子さんの健康診査

（日程は親子健康カレンダーを参考にしてください）



乳児健康診査

乳児期（生後1か月、3～6か月、9～11か月）の健康診査が全額公費負担で受診できます。妊娠届出の際に受診票をお渡ししています。転入された方で該当するお子さんがいる場合はお問い合わせください。

乳児健康相談

おおむね4～5か月児と7～8か月児を対象に身体測定、発達、離乳食、予防接種、育児相談等を実施しています。該当するお子さんの保護者宛てに個別通知します。

1歳児健康相談

身体測定、栄養指導、育児相談等を実施しています。該当するお子さんの保護者宛てに個別通知します。

1歳6か月児健康診査

身体測定、医師・歯科医師による診察、保健指導、栄養指導、歯みがき指導、フッ素塗布、予防接種の相談を実施しています。また、心身の発達・育児等の相談にも対応します。該当するお子さんの保護者宛てに個別通知します。

2歳児健康相談

身体測定、栄養指導、育児相談、歯みがき指導、おやつの講話等を行っています。該当するお子さんの保護者宛てに個別通知します。

3歳児健康診査

身体測定、医師・歯科医師による診察、保健指導、栄養指導、歯みがき指導、フッ素塗布、予防接種の相談、尿検査、聴覚検査、視能訓練士による視力検査等を実施しています。また、心身の発達・育児等専門的相談を臨床心理士が対応します。該当するお子さんの保護者宛てに個別通知します。

問合せ 健康増進課 健康増進担当 ☎72-6611

乳幼児突然死症候群（SIDS）から赤ちゃんを守ろう！

それまで元気だった赤ちゃんが、事故や窒息ではなく、眠っている間に突然死をしてしまうことです。原因は明らかではありませんが、右記の3つを日頃から心がけることで、発生を減らせることがわかってきています。

1. あおむけで寝かせよう
2. タバコをやめよう
3. できるだけ母乳で育てよう

予防接種を受けましょう



お子さんを感染症から守り、発病防止、症状の軽減、病気の蔓延防止等を目的に予防接種を行います。予防接種法の改定により、接種対象年齢等の変更がある場合があります。

種類（ワクチン等）		接種年齢	標準的な接種	接種回数	実施場所
ロタウイルス	【1 価】	生後 6 週～ 24 週までの間	初回：生後 14 週 6 日まで 2 回：1 回目の接種から 27 日（4 週間）以上	2 回	医療機関に直接予約してください。 
	【5 価】	生後 6 週～ 32 週までの間	初回：生後 14 週 6 日まで 2 回、3 回：1 回目の接種から 4 週以上生後 32 週まで	3 回	
ヒブ （インフルエンザ菌 b 型）		生後 2 か月～ 5 歳に至るまで	生後 2 か月後～7 か月に至るまで	初回 3 回 追加 1 回(初回終了後おおむね 1 年) ※接種開始月齢により回数が異なります。	
小児用肺炎球菌		生後 2 か月～ 5 歳に至るまで	生後 2 か月後～7 か月に至るまで	初回 3 回(3 回目は 1 2 か月未満までに終了) 追加 1 回(初回の 3 回接種から 6 0 日以上の間隔をおいた後であって、生後 1 2 か月に至った日以降) ※接種開始月齢により回数が異なります。	
B 型肝炎		1 歳未満	生後 2 か月後～9 か月に至るまで	2 7 日以上の間隔で 2 回 1 回の接種から 1 3 9 日以上あけて 1 回	
五種混合 （ジフテリア・百日せき・ポリオ・破傷風・ヒブ）		生後 2 か月～ 7 歳 6 か月未満	1 期初回 生後 2 か月～7 か月	2 0 日～5 6 日間隔で 3 回	
			1 期追加 3 回接種後半年～1 年半の間	1 回	
B C G（結核の予防）		1 歳未満	生後 5 か月～生後 8 か月未満	1 回	
麻しん・風しん混合		1 歳～2 歳未満	1 歳～2 歳未満	1 回	
		小学校就学前の 1 年間にある幼児	小学校就学前の 1 年間にある幼児	1 回	
水痘		1 歳～3 歳未満	1 歳～3 歳未満	1 回目終了後 6 ～1 2 月の間隔をおいて 2 回 （間隔がとれない場合は 3 月以上おけば 2 回目接種可）	
日本脳炎		生後 6 か月～ 7 歳 6 か月未満	1 期初回 3 歳～4 歳	6 日～2 8 日間隔で 2 回	
			1 期追加 4 歳～5 歳 （初回 2 回目接種後の 1 年後）	1 回	
		9 歳～1 3 歳未満	2 期 9 歳～1 0 歳に達するまで	1 回	
二種混合 （ジフテリア・破傷風）		1 1 歳～1 3 歳未満	1 1 歳～1 2 歳に達するまで	1 回	
ヒトパピローマウイルス感染症 （子宮頸がん予防）		小 6 ～ 高 1 相当の女子	中学 1 年生の期間	3 回 ※9 価ワクチンは 15 歳未満の方は 1 回目から 6 ヶ月以上間隔を開けて 2 回接種。	

※詳しくは、健康増進課又は、医療機関にご相談ください。

※予防接種を受ける際は、原則保護者（父又は母）の同伴が必要となります。やむを得ない理由により、同伴できない場合は、委任状が必要となりますので、必ず健康増進課へご相談ください。

問合せ 健康増進課 健康増進担当 ☎ 72-6611

個別予防接種協力医療機関一覧（町内）

医療機関名	電話番号	医療機関名	電話番号
久保田病院	☎ 72-0023	保内郷メディカルクリニック	☎ 72-0179
慈泉堂病院	☎ 72-1550	岩佐医院	☎ 72-0975
吉成医院	☎ 72-0555		

※上記の町内医療機関と町外医療機関（小児予防接種を扱う）で予防接種が受けられます。事前に予約が必要です。

※実施曜日・実施時間帯等については、各医療機関にお問合せください。

※吉成医院では、3歳未満児の接種は行いません。

おたふくかぜワクチン接種費助成のお知らせ



おたふくかぜワクチン接種(任意接種)費用を全額負担します。
 おたふくかぜとは、流行性耳下腺炎あるいはムンプスとも呼ばれ、ムンプスウイルスに感染すると、2～3週間の潜伏期間後、耳下腺・顎下腺・舌下腺が腫れ、発熱します。合併症でもっとも多いのは、無菌性髄膜炎で、診断される頻度は1～10%です。他にも精巣炎、卵巣炎、感音性難聴などもあります。

◆対象者及び助成回数◆

町内に住所を有し、次の表の該当する者

※すでにおたふくかぜに罹患したことがある者または、おたふくかぜワクチン接種を2回受けたことがある者は、対象にはなりません。

対象年齢	助成回数
1歳から7歳未満 ※1歳と小学校就学前 1年間の2回接種を推奨	2回

◆助成の申請及び接種方法◆

○町内の医療機関で接種する場合

健康増進課にて接種券及び予診票の交付を受け、予約をしたうえで接種してください。
 申請時には、母子健康手帳をご持参ください。

○町外の医療機関で接種する場合

健康増進課にて接種券及び予診票の交付を受け、医療機関に接種費用を全額支払い、接種を受けてください。後日、領収書・印鑑及び通帳などを健康増進課に持参し、接種費用を請求してください。
 申請時には、母子健康手帳をご持参ください。

インフルエンザワクチン接種費助成のお知らせ



インフルエンザワクチン接種費用を全額負担します。
 助成対象は、インフルエンザワクチン接種を10月1日～1月31日までに接種した予防接種の費用となります。

◆対象者及び助成回数◆

町内に住所を有し、次に該当する方

区分	対象年齢及び対象者	助成回数
A	妊婦の方（母子健康手帳を提示）	1回
	小学6年生までのお子さん	2回
	中学1年生から年度末年齢18歳までのお子さん （年齢は年度末年齢となります）	1回
B	区分A以外で身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳を有する方（各手帳を提示）	1回

◆助成の申請及び接種方法◆

○町内の医療機関で接種する場合

医療機関に予診票が設置してあります。予約をしたうえで接種してください。
 接種時には、母子健康手帳や各手帳をお持ちであれば、ご持参ください。

○町外の医療機関で接種する場合

医療機関に接種費用を全額支払い、接種を受けてください。後日、領収書、印鑑及び通帳を健康増進課に持参し、接種費用を請求してください。また、申請時には、母子健康手帳をご持参ください。
 申請期限は3月31日までです。

男子 HPV(ヒトパピローマウイルス)ワクチン接種費助成のお知らせ



男子 HPV ワクチン接種(任意接種)費用を全額負担します。

HPV(ヒトパピローマウイルス)は、性行為によって感染するウイルスです。男女問わず多くの人が HPV に感染します。その一部が子宮頸がんのほか、中咽頭がん、肛門がんなどの疾患の原因になることがわかっています。男性がワクチンを接種することで、中咽頭がんなどの予防効果が期待でき、加えて性交渉による HPV から女性を守り、子宮頸がんの予防にもつながります。

◆対象者及び助成回数◆

町内に住所を有し、小学 6 年生から高校 1 年生相当の男子

対象年齢	助成回数
小学 6 年生から 高校 1 年生相当の男子	3 回 (4 価ガーダシル)

◆助成の申請及び接種方法◆

○町内の医療機関で接種する場合

健康増進課にて接種券及び予診票の交付を受け、予約をしたうえで接種してください。
申請時には、母子健康手帳をご持参ください。

○町外の医療機関で接種する場合

健康増進課にて接種券及び予診票の交付を受け、医療機関に接種費用を全額支払い、接種を受けてください。後日、領収書・印鑑及び通帳などを健康増進課に持参し、接種費用を請求してください。
申請時には、母子健康手帳をご持参ください。

問合せ 健康増進課 健康増進担当 ☎ 7 2 - 6 6 1 1



4.友達いっぱい保育所（園）・幼稚園

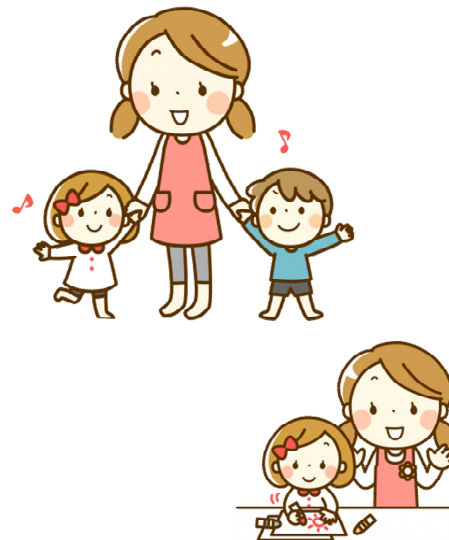
保育所(園)への入所(園)

保護者及び同居の親族等が就労等により家庭で保育ができない場合に、保護者の方に代わってお子さんを保育します。

◆入所対象となる家庭◆

保育の必要性の事由は、以下のとおりです。

- ①就労
- ②妊娠、出産
- ③保護者の疾病、障がい
- ④同居又は長期入院等している親族の介護・看護
- ⑤災害復旧
- ⑥求職活動
- ⑦就学
- ⑧虐待やDVのおそれがあること
- ⑨その他、上記に類する状態として町が認める場合



◆保育料◆

保育料は無料です。

(バス代、絵本代、教材費、保護者会費など実費徴収するものがあります。)

🐰 町内の保育所・保育園 🐰

区 分	保育所(園)名	所在地	定員	電話番号
公 立	頃藤保育所	頃 藤 3 7 0 1	4 5	☎ 7 4 - 0 2 0 3
	小生瀬保育所	小生瀬 4 0 4 5	4 5	☎ 7 6 - 0 0 1 9
	西保育所	芦野倉 4 0 1	4 5	☎ 7 2 - 8 3 8 3
私 立	池田保育園	池 田 1 8 0 6	8 0	☎ 7 2 - 2 2 9 5
	だいが保育園	大 子 5 5 4 - 2	6 0	☎ 7 2 - 0 3 4 5

問合せ 福祉課 社会福祉担当 ☎ 7 2 - 1 1 1 7

幼稚園への入園

お子さんが3歳になると、幼稚園に入園することができます。

募集要項など詳しくは、毎年10月頃の「お知らせ版」でお知らせします。

🐻 町内の幼稚園 🐻

区分	幼稚園名	所在地	定員	電話番号
公 立	大子幼稚園	大 子 4 4 2	1 0 5	☎ 7 2 - 0 6 2 7

問合せ 教育委員会事務局 学校教育担当 ☎ 7 9 - 0 1 7 0

一時的にお子さんを預けたい

一時保育事業

保護者の方の仕事、就学、急病、冠婚葬祭、育児疲れなどにより、緊急又は一時的にお子さんの保育ができない場合、お子さんをお預かりします。

実施保育園	相談・申請受付窓口	利用料
だいが保育園	だいが保育園 ☎ 72-0345	1日 (4時間30分以上) 2,000円 半日 (4時間30分未満) 1,300円 1時間あたり 500円 ※延長 200円/30分
池田保育園	池田保育園 ☎ 72-2295	1日 (4時間30分以上) 2,000円 半日 (4時間30分未満) 1,300円 1時間あたり 500円 ※延長 200円/30分

※対象は保育所や幼稚園に在籍していない満3歳以上のお子さんとなります。
3歳児未満のお子さんについては、事前に保育園に相談してください。

幼稚園預かり保育事業

大子幼稚園に在籍し、保護者の就労、通院、所用などの理由により、保育時間の終了後も幼稚園での保育を希望する幼児を預かり保育します。

利用時間 14:30～16:00
利用料 無料
申込み 大子幼稚園 ☎ 72-0627



病児・病後児保育事業

お子さんが病気療養中又は病気の回復期にあり、保護者が勤務の都合等により家庭における保育や集団保育が困難な状況にあるときに、町が委託する医療機関でお子さんを一時的にお預かりします。

実施医療機関	相談・申請受付窓口	利用料
医療法人 保内郷厚生会 保内郷病児保育室『ひまわり』	保内郷メディカルクリニック内 ☎ 72-0179	2,000円/日 (1,300円/半日) ※延長 200円/30分

※利用申請書は、大子町のホームページ、福祉課及び実施施設『ひまわり』にあります。
初めて利用する際は登録申請書も併せて提出してください。

問合せ 福祉課 社会福祉担当 ☎ 72-1117



5. 発育や発達が気になる時は...



まずは相談してみてください

健康増進課（健康増進担当） 乳幼児の発達または育児に関する不安（ことばの遅れ、落ち着きがない、こだわりが強い、子育ての悩み、虐待等）に応じて、子育て相談やことばの相談を実施しています。 問合せ ☎ 72-6611	茨城県福祉相談センター 中央児童相談所 児童に関する各種相談（しつけ、ことば、養育、精神や身体、非行、性格上の問題等）をお受けしています。児童相談所では、必要に応じ、専門の心理判定員による面談や心理検査により助言・カウンセリングを行います。 問合せ ☎ 029-221-4150
福祉課（社会福祉担当） 障がい福祉に関する諸制度を紹介します。また、子どもや子どものいるご家庭での悩みや心配事など、様々な内容の相談に応じています。相談先に迷う時は、まずはお気軽に福祉課までご相談ください。 問合せ ☎ 72-1117	教育委員会事務局（学校教育担当） 小学校入学予定児の保護者を対象に就学相談をお受けします。 問合せ ☎ 79-0170 
大子町子育て支援センター（大子町社会福祉協議会）（受付時間：9：00～17：00） 食べない、夜泣き、遊べない、子育てが辛いなど困っていることや悩んでいることはありませんか？個別相談や電話相談も行っています。気軽にご相談ください。 問合せ 社会福祉協議会 ☎ 72-2005 子育て支援センター ☎ 72-1120	

発達支援に関する専門の相談機関

茨城県発達障害者支援センターあい 自閉症など発達障がいのある方や保護者の方を対象に、社会福祉士や臨床心理士など専門職員が各種相談に応じ、専門的な発達検査や療育支援などを行っています。 また、ご本人の状態に応じた就労支援や、教育機関・福祉施設などの関係機関への連絡調整を行います。 問合せ（福）梅の里 ☎ 029-219-1222	茨城県立あすなろの郷 地域生活支援センター 専任のコーディネーターが、発達の不安のあるお子さんから障がいのある方までの電話・FAX・来訪・家庭への訪問等により様々な相談に応じています。 また、年齢や発達に応じた個別又は小集団による療育事業や、保護者の急病などの緊急の場合に、障がいのある方の受入れをする緊急ステイサービス等を実施しています。 問合せ 県立あすなろの郷・地域生活支援センター ☎ 029-259-0024
茨城県母子保健センター 小児科医師、心理専門員による発達障がい・心理面の問題・生活習慣等、育児環境・その他心身の障がいに関することの相談に応じています。 なお、町（健康増進課）を通しての予約となりますので、健康増進課にお問い合わせください。 問合せ 健康増進課 健康増進担当 ☎ 72-6611	

発達支援に関する支援事業

ひまわり教室

お子さんの発達に合わせて、遊びや運動を取り入れた教室を月2回行っています。
おおむね1歳以上のお子さんを対象にしています。

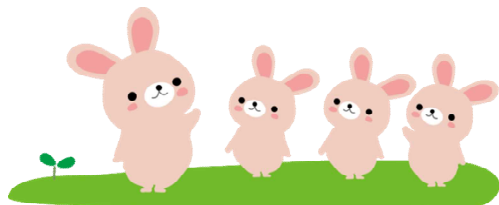
問合せ 健康増進課 健康増進担当 ☎72-6611



ことばの巡回訓練

各幼稚園や保育園（所）に通っている日に、言語聴覚士の先生が園（所）で、お子さんに言語訓練を行います。この訓練は、おおむね1歳以上のことばの相談等を受けたお子さんが対象となります。

問合せ 健康増進課 健康増進担当 ☎72-6611



発育・発達に関する専門の医療機関



受診するためには、茨城県発達障害者支援センター、保健所などからの紹介が必要となる場合があります。

医療機関名	診療科	所在地	電話番号	備考
県立医療大学付属病院	小児科	阿見町阿見 4733	☎029-888-9200	発達専門外来：紹介予約制
県立こども病院	小児科	水戸市双葉台 3-3-1	☎029-254-1151	発達専門外来：紹介予約制
県立こころの医療センター	精神科	笠間市旭町 654	☎0296-77-1151	児童・思春期外来：予約制
県立中央病院	小児科	笠間市鯉淵 6528	☎0296-77-1121	心理外来：予約制
筑波大学附属病院	小児科	つくば市天久保 2-1-1	☎029-853-3621	紹介予約制
国際医療福祉大学クリニック	内科	大田原市北金丸 2600-6	☎0287-24-1133	小児精神衛生相談：予約制
愛正会記念病院 茨城福祉医療センター	精神科	水戸市元吉田町 1872-1	☎029-353-7171	発達専門外来：予約制

問合せ ひたちなか保健所 ☎029-265-5515

6.もうすぐ小学校入学

就学相談

翌年度に小学校入学予定児の保護者を対象に、就学相談を行います。他のお子さんと一緒に学習していくことが難しいかもしれない……などの心配をされている保護者の方は、お気軽にご相談ください。

就学児健康診断

毎年8月頃に小学校入学予定児のご家庭に、就学時健康診断のお知らせ（通知）をお送りします。10月頃に健康診断を実施し、お子さんの心身の状態を把握します。

就学通知

毎年1月中に、小学校入学予定のお子さんに、就学通知書をお送りします。入学予定の小学校、入学式に関すること等のご案内をします。

問合せ 教育委員会事務局 学校教育担当 ☎79-0170



町内小中学校一覧

小学校名	住所	電話番号	中学校名	住所	電話番号
だいが小学校	大子460	☎72-0044	大子中学校	池田1648	☎72-0158
依上小学校	下金沢217-1	☎72-8549	大子西中学校	芦野倉733	☎72-9035
袋田小学校	袋田1457-1	☎72-3218	南中学校	頃藤3708	☎74-0024
さはら小学校	左貫1990-3	☎78-0009	生瀬中学校	内大野2963-1	☎76-0006
上小川小学校	頃藤5017-2	☎74-0029	大子町の小・中学校では、大子町教育ポータルサイトで、 日々の出来事、行事などを掲載しています。  HP http://www.daigo.ed.jp/ 		
生瀬小学校	高柴1974	☎76-0004			

問合せ 教育委員会事務局 学校教育担当 ☎79-0170

町内特別支援学校

学校名	住所	電話番号
茨城県立大子特別支援学校	頃藤3602	☎74-1444



📖 こんなサービスがあります 📖

「家庭教育ブック」

子どもの発達段階に応じた子育ての課題や留意点をまとめた「家庭教育ブック」の配布を行っています。

問合せ 教育委員会事務局 生涯学習担当 ☎72-1148

放課後児童クラブ

昼間保護者のいない家庭の小学生（1年生から6年生まで）に対し、放課後に適切な遊びや生活の場を提供します。

だいが放課後児童クラブ	まいん敷地内	社会福祉協議会
ふくろだ児童クラブ	袋田地域防災センター敷地内	☎72-1120
放課後児童クラブ「なかよし」 (社会福祉法人清和会)	だいが保育園敷地内	だいが保育園 ☎72-0345
みなみ児童クラブ	大子南中学校校舎内	特定非営利活動法人 ひと・まちなっとわーく
大子西児童クラブ	大子西中学校校舎内	☎029-233-5200

問合せ 福祉課 社会福祉担当 ☎72-1117

放課後子ども教室

町内小学校（県立大子特別支援学校を含む。）に在籍する児童を対象に、小学校施設の一部を活用して、子どもたちの安全・安心な活動拠点を設け、学習、スポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取り組みを行っています。子どもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進することを目的としています。

問合せ 教育委員会事務局 生涯学習担当 ☎72-1148

障害児日中一時支援

特別支援学校等に通う障がい児に対し、放課後に適切な遊びや生活の場を提供し、家族の就労支援と障がい児を日常介護している家族の一時的な負担軽減を図ります。

問合せ 子育て支援センター ☎72-1120
NPO だいが ☎090-2467-9714
ひまわり ☎72-2155



★学習室の利用について★

文化福祉会館「まいん」内にある学習室は、誰でも自由に読書活動や学習活動に利用することができます。積極的にご利用ください。

特に、児童・生徒の皆さんは、放課後や休日に学習・交流の場としてご利用ください。

利用日 12月29日から1月3日までを除く毎日
利用時間 9時～19時
※まいんの行事によっては閉室する場合があります。
利用料 無料

問合せ 社会福祉協議会 ☎72-2005

7.小学生になったら

📖 大子町の教育委員会事務局 📖



転校の手続き	教育支援委員会
転校を伴う住民票の異動をされた場合は、必要な書類を交付しますので、在籍する小中学校又は教育委員会事務局にご連絡ください。	発育・発達が気になる児童生徒及びその保護者に対して、専門知識を持つ教職員が、適切な就学相談を行います。
就学援助制度	スクールカウンセラー
町内に住所を有し、町立の小中学校に在学する児童生徒の保護者で、経済的な理由により教育費の負担が困難な場合、学用品費、医療費等の一部を援助する制度を設けています。	中学校にスクールカウンセラーを配置し、生徒の悩みや相談等について、専門的な立場から指導・援助を行います。また、学区内の小学校からの相談にも適宜対応します。
教育・就学相談	適応指導教室『山びこひろば』
学校生活全般（不登校、非行、友人関係、学習の仕方、進路、就学、障がい児教育、部活動等）について、相談に応じます。	学校生活に不慣れな児童生徒を対象に、通所体験を通じた集団活動や個別の教科指導を行っています。また、電話相談・面接相談・訪問相談を実施します。 ☎ 0295-76-8886 H P : http://www.daigo.ed.jp/kyoikushien-se/

問合せ 教育委員会事務局 学校教育担当 ☎79-0170

📖 茨城県の教育委員会（各種窓口を開設しています。） 📖

子どもの教育相談	発達が気になる 子どもの教育相談	いじめ・体罰解消 サポートセンター
不登校、いじめ、家庭や学校生活のこと、子育てやしつけに関すること	子どもの発達に関すること	いじめ・体罰・友人関係・不登校・非行問題・心の発達など 電話相談・来所相談・メール相談
問合せ 茨城県教育研修センター 教育相談課 ☎0296-71-3870 月～金曜日8時30分～20時 土曜日8時30分～17時 (休日・12/29～1/3は除く) FAX 0296-71-3870 (24時間) メール:7830@cener.ibk.ed.jp (24時間) 来所相談予約 0296-78-3219 月～金9時～16時 (休日・12/29～1/3は除く)	問合せ 茨城県教育研修センター 特別支援教育課 ☎0296-78-2777 月～金曜日9時30分～16時30分 (休日・12/29～1/3は除く)	専門医相談（予約制） 心の発達や学校生活適応の悩みに専門の医師が無料で相談に応じます。 ※日程はお問い合わせください。 問合せ 茨城県県北教育委事務所 ☎0294-34-4652 月～金曜日 9時～17時 (休日・12/29～1/3は除く) メール： kenpokuijimekaisho@edu.pref.ibaraki.jp (24時間受付)

8.様々な制度を上手に活用しましょう

いばらき身障者等用駐車場利用証制度

妊産婦の方で歩くのが大変な方が、お店や公共施設などにある身障者等用駐車場（車いすマークのある駐車スペース）を利用しやすくするための利用証を交付します。

- 対象者
 - ・母子健康手帳を交付された方で妊娠7か月～産後6か月の方
- 必要書類
 - ・母子健康手帳



問合せ 福祉課 社会福祉担当 ☎72-1117

新生児すくすく祝金

将来を担う子どもの健やかな成長を願うとともに、子どもを産み育てやすい環境づくりのため、お子様が誕生された方に祝金を支給します。

※出生した日の6か月前から大子町に住所がある方に限ります。

○支給額

第1子	10万円
第2子	20万円
第3子以降	30万円

○対象者

- ・出生した日の6か月前から大子町に住所のある方

○必要書類

- ・希望される金融機関の通帳又はキャッシュカード
- ・印鑑

※すくすく祝金は、出生の日より1年以内にご両親が申請してください。



問合せ 福祉課 社会福祉担当 ☎72-1117

チャイルドシート購入補助金

チャイルドシートを購入した方に対して、補助金を交付していますので、次の要件に当てはまる方は、申請してください。

○補助要件

- ・町内に住所があり、6歳未満の乳幼児を養育している方
- ・6歳未満の乳幼児1人に1台とし、現にチャイルドシートを購入した方

○補助額

- ・購入金額の1/2以内（限度額1万円）

○申請に必要な書類等

- ・申請書及び申請者の印鑑
 - ・振込金融機関の口座番号
 - ・領収書（あて名、チャイルドシートの明記及び価格が記載されたもの）
- ※申請者、領収書のあて名及び口座名義人は同一の方とします。



問合せ 生活環境課 生活環境担当 ☎76-8802

子育て世帯住宅建設助成金

お子様のいらっしゃる方が、町内で新築住宅を建設する場合または、建設完了後1年以内の新築住宅を購入する場合に助成金を交付します。

○助成要件

- ・18才以下の児童がいる世帯で、町内に住宅を建設又は購入する方
- ・延床面積50㎡以上の新築
- ・町内の建設業者が施工する

○助成金額

- ・新築住宅を建設する場合：床面積1㎡につき20,000円助成（限度額200万円）
- ・新築住宅を購入する場合：床面積1㎡につき15,000円助成（限度額150万円）

○申請に必要な書類等

- ・申請書
- ・位置図、平面図、立面図
- ・市町村税完納証明書
- ・建築確認申請書か建築工事届けの写し

※工事着工前に申請してください



問合せ 建設課 建設担当 ☎72-2611

子育て支援住宅

子育て世帯の負担軽減のため、町営住宅の家賃の減額を行っています。

○子育て支援住宅

- | | |
|-----------|--------------|
| ・えのき台住宅 | 12棟（太子町矢田地内） |
| ・ふくろだ駅前住宅 | 12棟（太子町袋田地内） |
| ・袋田第二住宅 | 5棟（太子町袋田地内） |
| ・上小川住宅 | 10棟（太子町頃藤地内） |
| ・上小川第二住宅 | 12棟（太子町頃藤地内） |
| ・内大野住宅 | 4棟（太子町内大野地内） |
| ・芦野倉住宅 | 6棟（太子町芦野倉地内） |



○家賃の減額

- | | |
|---------|----------------|
| ・子供1人世帯 | 家賃から10,000円の減額 |
| ・子供2人世帯 | 家賃から15,000円の減額 |
| ・子供3人世帯 | 家賃から20,000円の減額 |

○その他の町営住宅も子どもの数に応じて家賃を減額しています。

- | | |
|---------|-----------|
| ・子供1人世帯 | 家賃の10%を減額 |
| ・子供2人世帯 | 家賃の15%を減額 |
| ・子供3人世帯 | 家賃の20%を減額 |

※家賃の減額が受けられるのは子どもが18才になった年度までとなります。
※空き室が出た段階で随時入居者の募集をします。

問合せ 建設課 建設担当 ☎72-2611

結婚新生活応援補助金

結婚を機に町内に新たに住宅を取得・賃借する際に補助金を交付します。

○補助要件

補助金申請日の年度内又は婚姻日が補助金申請日から6か月以内で、かつ、次のいずれにも該当する方

- ・婚姻日において、夫婦いずれも満50歳以下の方
- ・夫婦双方又は一方が町内に住所を有している方
- ・他の公的制度による家賃補助等を受けていない方
- ・市町村民税等を滞納していない方



○補助金額

補助対象経費	補助対象期間	補助金の額
①住居費 (新築・購入・増改築)	初年度に1回限り	1世帯当たり 720,000円上限
②住居費(賃貸)	初年度の補助金申請日の属する月から起算して36か月を限度	1世帯当たり 月額20,000円上限 ※③補助金の交付を受けた場合は、当該交付額を控除した額
③その他経費 (敷金、礼金、共益費、仲介手数料及び引越費用)	初年度に1回限り	1世帯当たり 合計額180,000円上限

※③補助金の交付を受けた場合は、当該交付額を含めて最大720,000円上限。

※町営住宅にお住まいの方は、月額家賃は対象となりません。

※引越費用は、引越業者又は運送業者へ支払う費用です。

問合せ まちづくり課 まちづくり担当 ☎72-1131

風しんワクチン接種費助成のお知らせ

妊娠を予定又は希望する女性、妊娠している女性の夫又はこれに準ずる方等に対し、風しんワクチン接種を全額助成します。

◆助成対象者◆ ※妊娠中の女性は接種出来ません。

- ・妊娠を予定又は希望する女性の方
- ・妊娠している女性の夫又はこれに準ずる方
- ・妊娠している女性の夫以外の世帯を一つにする同居者の方（住民票で同一世帯）

◆助成の申請及び接種方法◆

医療機関に接種費用を全額支払い、接種を受けてください。後日、領収書・印鑑及び通帳などを健康増進課に持参し、接種費用を請求してください。

申請時、母子健康手帳をお持ちの方はご持参ください。

問合せ 健康増進課 健康増進担当 ☎72-6611



大子町の教育支援資金助成制度

教育支援費

対象者 低所得者世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校に就学するのに必要な経費

金 額	(高 校)	月 35,000 円以内
	(高 専)	月 60,000 円以内
	(短 大)	月 60,000 円以内
	(大 学)	月 65,000 円以内

就学支度費

対象者 低所得者世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校への入学に際し必要な経費

金 額 50 万円以内

問合せ 社会福祉協議会 ☎72-2005

定住促進教育ローン支援助成金

対象者 教育ローンを借りている方で、子が大学等を卒業後、町に5年以上住む予定の方

金 額 大学等卒業時点における借入残高の1/2と100万円のうちいずれか少ない金額

問合せ まちづくり課 まちづくり担当 ☎72-1131



9.福祉関係の諸手当一覧

所得制限により対象とならない場合もあります。また、内容について変更になることがありますので各担当窓口にお問い合わせください。

児童手当

対象者 中学校終了前までのお子さんを養育している方
所得が所得制限額を超えた場合は、特例給付として手当を支給します。

金 額 3歳未満の児童 一律 15,000円/月
3歳以上小学校修了前 10,000円/月
(第3子以降は15,000円/月)
中学生 一律 10,000円/月

児童扶養手当

対象者 離婚等で父又は母と生計を同じくしていない児童を監護している父又は母
(あるいは父又は母に代わってその児童を養育している方)

金 額 全部支給 45,500円/月
一部支給 45,490円～10,740円/月
対象児童数により加算があります。

	全部支給	一部支給
第2子	10,750円	10,740円～5,380円
第3子以降	6,450円	6,440円～3,230円

特別児童扶養手当

対象者 身体、知的又は精神に障がいのある20歳未満の方を監護する方

金 額 身体1級・療育Ⅸ～A程度 55,350円/月
身体2級・療育B程度 36,860円/月

障害児福祉手当

対象者 20歳未満の方で障がいを支給理由とする他の年金等を受けていない方

金 額 身体1級・療育Ⅸ程度 15,690円/月

大子町心身障がい者(児)福祉手当

対象者 身体、知的又は精神障がい児(20歳児未満で、1年以上町内に在住している方。また、障害児福祉手当受給者を除く。)

20歳未満：身体障害者手帳1～3級・療育Ⅸ～B・精神保健福祉手帳1～2級
20歳以上：身体障害者手帳1～2級・療育Ⅸ～A・精神保健福祉手帳1級

金 額 3,000円/月

心身障害者扶養共済制度

対象者 障がい者の保護者が一定の掛け金を拠出し、その保護者に万が一のことがあった場合、障がい者に対し終身年金を支給します。

金 額 年金額 1口 20,000円/月
掛金額 9,300円～23,300円/月

問合せ 福祉課 社会福祉担当 ☎72-1117



10.医療助成制度について

小児慢性特定疾病の医療給付（小児がんなど）

小児慢性疾患のうち特定の疾患について、医療費の助成を行っています。

対象者	18歳未満の児童。ただし、継続して治療が必要な場合は、20歳到達まで。 《悪性新生物、慢性腎疾患、慢性呼吸器疾患、慢性心疾患、内分泌疾患、 膠原病、糖尿病、先天性代謝異常、血友病等血液、免疫疾患、神経、筋疾患、 慢性消化器疾患など》
内 容	医療保険による患者の自己負担分を公費で負担します。ただし、血友病患者及び 重症患者以外の人は、所得に応じ一部負担があります。
必要書類	申請書、意見書、世帯全員の住民票の写し（要続柄の記載・発行から3か月以内 のもの）、健康保険証の写し、市町村民税課税証明書（税額と所得金額が記載され ているもの）、同意書（その他返信用封筒、印鑑）等

療育の給付

結核に罹患した児童であって、医師が入院を必要と認めたものにかかる医療費等について公費負担します。

対象者	結核に罹患した児童であって、その治療に長期間を要するもので、医師が入院 を必要と認めた方。
内 容	該当する児童を指定医療機関へ入院させ、医療の給付及び学習用品・日用品の 支給を行います。世帯の課税状況により一部負担があります。
必要書類	申請書、意見書（指定養育医療機関の担当医師が作成したもの）、世帯調書、 印鑑、健康保険証、前年の所得税の課税状況を確認できる書類

申請窓口 茨城県ひたちなか保健所 ☎029-265-5515
茨城県ひたちなか保健所常陸大宮支所 ☎0295-52-1157
問合せ 茨城県保健福祉部 子ども家庭課 ☎029-301-3247

重度脳性まひのお子様とご家族の皆様へ

産科医療保障制度は満5歳の誕生日までに申請してください。

補償対象（次の①～③の基準をすべて満たす場合、補償対象となります。）

①	2014年12月31日までに出生したお子様の 場合	在胎週数33週以上で出生体重2,000g以上、 または在胎週数28週以上で所定の要件
	2015年1月1日以降に出生したお子様の 場合	在胎週数32週以上で出生体重1,400g以上、 または在胎週数28週以上で所定の要件
②	先天性や新生児期の要因によらない脳性まひ	
③	身体障害者手帳1・2級相当の脳性まひ	

※生後6か月未満で亡くなられた場合は、補償対象となりません。

※2014年12月31日までに出生したお子様の場合と2015年1月1日以降に出生したお子様の場合では、在胎週数28週以上の「所定の要件」が異なります。

- 補償対象と認定されると、保証金が支払われるとともに、脳性まひ発症の原因分析がおこなわれます。
- 詳細については、出産した分娩機関または下記お問い合わせ先までご相談ください。

問合せ 産科医療補償制度コールセンター ☎0120-330-637
（受付時間：午前9時～午後5時（土日祝日除く））
HP：<http://www.sanka-hp.jcqh.or.jp/>

1 1.障がいに関する手続き

障害者手帳の交付

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付時に、パンフレット等により各種制度に対する情報提供や相談に応じます。関連する諸手当についてはP26をご覧ください。

障害者総合支援法（ショートステイ・放課後デイサービス等）

身体障がい者と知的障がい者、精神障がい者といった障がいの種類や年齢に関わらず、地域で自立した生活が送れるよう、各種福祉サービスが受けられます。また、指定難病の方も対象となります。

※世帯収入に応じて負担上限額が決まりますが、原則として費用の1割が自己負担となります。

自立支援医療制度（精神通院医療、育成医療、更生医療）については、福祉課にお問い合わせください。情報提供や相談に応じます。

身体障害者補装具の給付

身体障害者手帳を持っている方の日常生活や社会生活の便宜を図るために、必要な補装具の給付及び修理に要する費用を助成します。詳しくは福祉課までお問い合わせください。

《補装具の種類》

盲人安全つえ・義眼・眼鏡・補聴器・義肢・装具・座位保持装置・車椅子・電動車椅子・歩行器・歩行補助つえ・重度障害者用意思伝達装置

身体障害者日常生活用具の給付及び貸与

障がい者に対して、日常生活を容易にするため、障がいの種類及び程度に応じて日常生活用具を給付又は貸与します。所得に応じて自己負担が発生する場合があります。原則として、1割が自己負担となります。詳しくは福祉課までお問い合わせください。

《日常生活用具の一例》

特殊マット・頭部保護帽・吸入器・電気式たん吸引器 等

問合せ 福祉課 社会福祉担当 ☎72-1117

重度心身障害者(児)医療福祉費支給制度（マル福制度）

重度心身障がい者(児)が、健康保険証を使用して医療機関等で受診した場合、自己負担の全額を助成します。なお、所得制限により対象とならない場合もあります。

問合せ 町民課 国保年金担当 ☎76-8125



12.ひとり親家庭を支援します

児童扶養手当

父母の離婚等により父又は母と生計を同じくしていない児童の父又は母（あるいは父又は母に代わってその児童を養育している方）に支給します。支給額については、所得状況等により異なります。また、所得制限等により対象とならない場合もあります。詳細は、P26をご覧ください。

鉄道(JR)定期券の割引制度

児童扶養手当を受給している母子家庭の母子等が通勤定期乗車券を購入する場合に3割引きとなります。

母子家庭等生活支援員の派遣制度

母子家庭や父子家庭の父母が就職活動などの自立促進のため、又は疾病などの社会的理由により一時的に介護や保育サービスが必要な場合に、あらかじめ茨城県母子寡婦福祉連合会に登録されている家庭生活支援員を家庭に派遣します。利用料は、利用者の所得状況により決定されます。

問合せ 福祉課 社会福祉担当 ☎72-1117

新入学祝い品

小学校に入学される母子家庭、父子家庭の児童及び父母のいない児童を養育している養育者家庭の児童を対象に、入学祝品を支給します。詳しくは、茨城県母子寡婦福祉連合会へお問い合わせください。

問合せ 茨城県母子寡婦福祉連合会 ☎029-221-7505

母子家庭及び父子家庭医療福祉費支給制度（マル福制度）

18歳未満の児童とその母又は父を対象に、健康保険証を使用して医療機関等で受診した場合、医療費の自己負担分の一部を助成します。なお、所得制限により対象とならない場合もあります。※児童については、小児医療福祉費支給制度の適用により、医療費は無料になります。

問合せ 町民課 国保年金担当 ☎76-8125

母子家庭のための施設

母子家庭の母と子又はこれに準ずる事情にある児童の保護を目的とする施設です。自立促進のために各種の相談、生活指導を行っています。



問合せ
茨城県母子寡婦福祉連合会
☎029-221-8497

困ったときの相談

母子・父子家庭の皆さんの日頃の悩み事や心配事について、次のような相談窓口を設けています。

母子・父子自立支援員

県北県民センター県民福祉課地域福祉室に勤務し、母子家庭の自立や職業能力の向上、求職活動の相談・指導を行います。

問合せ
茨城県県北県民センター
☎0294-80-3321

母子・父子福祉センター

母子・父子家庭や寡婦の皆さんの生活一般の相談事業のほか、各種事業を行っています。

- ①家庭生活支援員講習会
- ②特別相談事業
(対象は母子・父子家庭・寡婦)
- ③養育費相談事業

問合せ
茨城県母子寡婦福祉連合会
☎029-221-8497

1 3. 急な病気・けがのときは

緊急医療

水郡医師会の協力により、下記の医療機関が1週間交代、24時間体制で救急車による患者の受け入れに対応しています。

※休日・夜間の診療については、かかりつけ等の医療機関へ相談してください。

保内郷メディカルクリニック

☎72-0179

慈泉堂病院

☎72-1550

久保田病院

☎72-0023

問合せ 健康増進課 健康増進担当 ☎72-6611

子ども救急電話相談

お子さんが急な病気で心配なときにご相談ください。すぐに受診させたほうが良いのか、様子をみても大丈夫なのか、不安なとき、経験豊富な看護師がアドバイスします。

☎『03-6667-3377』（全ての電話に対応）

プッシュ回線の固定電話・携帯電話からの場合は、

☎局番なしの『#8000』でもご利用ができます。

相談受付時間 24時間365日受付

茨城県救急医療コントロールセンター

病気やけがのとき、かかりつけの病院がないときや診察してくれる病院がわからない場合に、近くの医療機関を案内してくれます。

緊急時の医療機関情報 ☎029-241-4199（年中無休24時間対応）

インターネット案内 <http://www.qq.pref.ibaraki.jp/>

問合せ 茨城県メディカルセンター

局番なしの『119番』

けいれんが止まらない・呼吸が極めて困難・激痛（腹痛・頭痛）・意識がない・出血が止まらないなど、救急・救助は局番なしの『119番』へ通報してください。

・救急車の呼び方・

- ①火事ですか？ 救急ですか？ ・『救急です』
- ②どうしましたか？ ・『子どもが頭を打って意識がありません!』
- ③住所・氏名は？ ・『〇〇町〇〇の〇〇番地〇〇〇〇です』
- ④今使っている電話番号は？ ・『〇〇-〇〇〇〇です』※携帯電話も可
- ⑤来てほしい場所は？ ・『〇〇商店の裏側です』※近くの目標を!!



子どもの事故に気をつけましょう

誤飲・誤食

子どもの事故で多い、誤飲・誤食による中毒は、生後7か月から8か月のハイハイや伝い歩きができるようになり行動範囲が広がるようになると、ちょっとした油断で起きてしまいますので、十分注意してあげましょう。

もし起こってしまった場合は**いつ、何をどれくらい飲んだのか急いで確認**しましょう。

子どもが誤飲をしたときは、水を飲ませて吐かせるのが原則ですが、飲んだものによって緊急性の高いものや吐かせてはいけないものがあります。

子どもの口

直径39ミリ

※これを通る大きさは

誤飲の危険性があります。

《緊急性の高いもの》

ネズミ駆除薬・トイレ用洗剤・苛性ソーダ・殺虫剤(クレゾール)・業務用漂白剤・花火・防虫剤(しょうのう)・除草剤・抗うつ薬・脱毛剤・除毛薬

《吐かせてはいけないもの》

電池・灯油・ガソリン・シンナー・マニキュア除光液・石鹼

※赤い文字の物は絶対に吐かせてはいけません！

誤飲をしてどう対応したらいいかわからないときは、ここに相談！

日本中毒情報センター

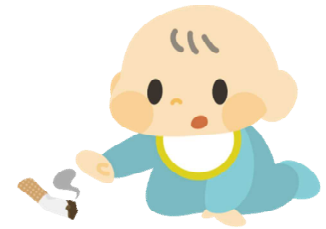
中毒110番・電話サービス

つくば中毒110番 ☎029-852-9999(9~21時対応)

大阪中毒110番 ☎072-727-2499(24時間対応)

タバコ専用回線 ☎072-726-9922(24時間対応)

※タバコ専用回線は、24時間テープによる情報提供です。



窒息

布団や吐いたミルクなど思いもよらないもので窒息する可能性があるので危険なものは周りから遠ざけるようにしましょう。

《窒息する恐れのあるもの》

こんにゃくゼリー・ピーナッツなどの豆類・あめ・柔らかい布団などの日用品
コンビニの袋・電気コード・ヒモなど

転倒・転落

乳児は全身に対して頭が大きく重いので、転倒・転落すると頭を打ちやすいことを覚えていてください。

《転倒・転落を防ぐには》

ベランダ・窓側に踏み台となるようなものは置かないようにしましょう。

ベビーベッドの柵は必ず上げましょう。

ソファに赤ちゃんを寝かせないようにしましょう。

階段の上下に柵などを付けておきましょう。

靴下を履いているとすべりやすいので、部屋の出入り口にはスリッパを置きっぱなしにしない。

スリッパ使用後はかたづけましょう。



やけど

熱傷は痛みが強く、やけどのあとなど見た目の後遺症を残すことがあるので子どもにとってはつらい事故のひとつです。大人が十分気を配ってやけどを防ぎましょう。

熱い熱湯でのやけども多いですが子どもは皮膚が薄いので低温やけどにも気をつけてください。

やけどをした時はただちに患部を痛みがなくなるまで冷やしましょう。熱湯などをかぶった場合は、服の上からでも流水で冷やしましょう。

《やけどを防ぐには》

テーブルに熱いものを置くときは子どもの手の届かないようにしましょう。

炊飯器やポットは手の届かない高さに配置しましょう。

小さい子どもを台所に入れないようにしましょう。

熱中症

夏は熱中症が最も多くなる季節です。子どもは体温調節機能が未発達で上手く汗をかけず熱中症になりやすいため、大人が気を付けてあげましょう。

外、内に関わらず水分補給や適切な温度管理がたいせつです。

車内では冷房をつけたまま子どもを残して外出しても、途中でエンジンが止まると車内が高温になってしまいます。ちょっとした事で思わぬ事故につながってしまうので、車内に子どもをおいたまま用事を済ませるような事はしないようにしましょう。

《熱中症を防ぐには》

こまめな水分補給をしましょう。

気温と温度にあわせて衣類を調整しましょう。

ベビーカーを日なたに長時間おかないようにしましょう。



交通事故

子どもが3・4歳頃になると外での活動が活発になり、ちょっと目を離したすきに事故に合うなど交通事故が多くなりますので、日ごろから目を離さない等気をつけましょう。

自転車の転倒事故も少なくはないので自転車を乗る時はきちんとヘルメットを着用させましょう。

《交通事故を防ぐには》

体にあったチャイルドシートをきちんと使用しましょう。

道路の反対側から声をかけてはいけません。

道路の近くで遊ばせないようにしましょう。

日ごろから交通ルールを教えましょう。

水の事故

外で遊んでるうちに川に落ちる等悲惨な事故が増えています。目を離さないよう気をつけましょう。家の中でも浴室での事故も増えていますので気をつけましょう。

《水の事故を防ぐには》

川の近くでひとりで遊ばせないようにしましょう。

お風呂では遊ばせないようにしましょう。

浴室の入り口には鍵をかける等子どもが入れないようにしましょう。



1 4 .町内医療機関一覧

◎病院

(令和6年4月1日現在)

医 療 機 関 名	診 療 科 目	住 所	電 話 番 号
久保田病院	内科・外科・消化器外科・泌尿器科・人工透析・内視鏡内科・整形外科・肛門外科・皮膚科・麻酔科	大子799	☎72-0023
慈泉堂病院	内科・外科・整形外科・小児科・胃腸科・眼科・泌尿器科・肛門科・婦人科・麻酔科・リハビリテーション科・耳鼻咽喉科	大子856-1	☎72-1550
袋田病院	精神科・神経科・内科	北田気76	☎72-2371

◎診療所

(令和6年4月1日現在)

医 療 機 関 名	診 療 科 目	住 所	電 話 番 号
保内郷メディカルクリニック	内科・外科・耳鼻咽喉科・麻酔科・皮膚科・内視鏡内科	大子824	☎72-0179
吉成医院	整形外科・内科・リハビリテーション科・胃腸科	大子813-1	☎72-0555
岩佐医院	産婦人科・内科・小児科	大子1828-7	☎72-0975

◎歯科診療所

(令和6年4月1日現在)

医 療 機 関 名	診 療 科 目	住 所	電 話 番 号
神賀歯科医院	歯科・矯正歯科・小児歯科	頃藤5115	☎74-0012
斉藤歯科医院	歯科	大子715	☎72-5582
すずき歯科医院	歯科	池田1229-4	☎72-5518
中井歯科クリニック	歯科	池田1554-3	☎72-1800
わかまつ歯科医院	歯科・小児歯科	大子619	☎79-0061

※診療日、診察時間等の詳細につきましては、直接該当医療機関にお問い合わせください。



15.こんなことで困ったら

出産前後や子育てのことで心配



定期健康相談 (相談日時 毎週火曜日 13:30~15:00)	こころの相談
保健師・管理栄養士が、子どもの発育、発達、栄養、生活環境、疾病予防等の相談をお受けし、個々のケースに合わせた育児相談に対応しています	精神保健福祉士や保健師など専門のスタッフが相談をお受けします。
問合せ 健康増進課 健康増進担当 ☎72-6611	問合せ 健康増進課 健康増進担当 ☎72-6611

いばらき妊娠・子育てほっとライン

妊娠・出産のこと、育児のこと、母乳のこと……。思春期、不妊、更年期……。その他、女性の健康について助産師が相談に応じます。

専用ダイヤル ☎029-301-1124

相談日時 月・火・水・金 10:00~17:00

(祝日、8月13日~15日、12月29日~1月3日を除く。)

※相談は無料ですが、通話料がかかります。



問合せ (一社)茨城県助産師会 子育て・女性健康支援センター

お子さんの養育上のこと、児童の福祉に関することで心配

地域児童相談
児童に関する各種相談(しつけ、ことば、養育、精神や身体、非行、性格上の問題等)をお受けしています。
児童相談所では、必要に応じ、専門の心理判定員による面談や心理検査により助言・カウンセリングを行います。また、児童相談所の専門員が児童に関する各種相談を、保健センターにて定期的(偶数月)に行っています。
問合せ 茨城県福祉相談センター 中央児童相談所 ☎029-221-4150 福祉課 社会福祉担当 ☎72-1117

無気力・イライラ・こころの相談

思春期相談	いばらきこころのホットライン
不登校、ひきこもり、家庭内暴力などの思春期に生じる様々な問題について、相談をお受けします。本人、ご家族だけで抱え込もうとしたりせず、お気軽にご相談ください。	こころの問題に関する電話相談を実施しています。 専用ダイヤル ☎029-244-0556 相談時間 月~金曜日 9時~12時 13時~16時 (祝日、12月29日~1月3日を除く。)
	専用ダイヤル ☎0120-236-556 相談時間 土~日曜日 9時~12時 13時~16時 (祝日、12月29日~1月3日を除く。)
問合せ 茨城県精神保健福祉センター ☎029-243-2870	問合せ 茨城県精神保健福祉センター ☎029-243-2870 

気付いたら通告!! 国民の義務です!!

(虐待から子どもを守ろう)

虐待は、時として子どもの生命を奪ってしまうこともあり、早期に関係機関に連絡することが解決の糸口となります。虐待のサインを見かけたら、迷わず相談・通告してください。情報をお寄せいただいた方の秘密は守ります。



虐待には、次の4つの種類があります

身体的虐待

叩く・蹴る・床に投げつける・首をしめる・屋外に締め出す・タバコの火を投げつけるなど

性的虐待

性的ないたずら・性的関係の強要など



養育の怠慢（ネグレクト）

食事を与えない・着替えや入浴・洗濯などの身の回りの世話をしない・病気や怪我をしても医者に診せない・学校に行かせないなど

心理的虐待

ひどい言葉や態度で子どもを傷つける・子どもの存在を無視する。子どもの前で DV（ドメスティック・バイオレンス）がなされるなど



通告・連絡先



児童相談所全国共通ダイヤル

☎ **1 8 9**

(児童虐待をなくし、子どもたちの笑顔を守るため、覚えやすい3桁の番号になりました。)

福祉課 社会福祉担当

☎ **7 2 - 1 1 1 7**

いばらき虐待ホットライン(夜間・休日24時間対応)

☎ **0 2 9 - 3 2 2 - 0 2 9 3**



深刻な危害を加えられている場合は、すぐに警察(**1 1 0番**)に連絡してください。

女性の保護に関する相談、DV被害相談



DV（ドメスティックバイオレンス）とは、多くの場合は、暴力の被害は女性で、夫や恋人など親しい関係にある男性（婚約者・同棲相手・別れた夫等）からふるわれる身体的・精神的・性的・社会的な暴力のことです。しかし、近年では女性が暴力をふるう場合も増加傾向にあります。個人的な関係の中で、経済的・社会的に優位に立つ配偶者が相手を支配することで、単なる夫婦喧嘩ではなく暴力であり、犯罪行為をも含む重大な人権侵害です。

福祉課では、これら女性の保護に関し、必要に応じ下記の機関とも連携をし、一時保護や保護命令など被害者支援のための相談に応じています。



問合せ 福祉課 社会福祉担当 ☎72-1117

茨城県女性相談センター (配偶者暴力相談支援センター)	☎029-221-4166 (相談専用) 平日 9時～21時 土日祝日 9時～17時 来所 9時～17時 (土日も対応します。) (電話・来所ともに、12月29日から1月3日を除く。)
大子警察署	☎72-0110

◆民生委員・児童委員◆

皆さんのお住まいの地区には民生委員・児童委員がいます。児童や妊産婦の保護、保健その他の福祉について、サービスを適切に利用するために必要な情報の提供や援助、指導を行っています。町では81名の民生委員・児童委員に様々な調査や支援をお願いしており、行政と皆さんをつなぐパイプ役となっていていただいております。

民生委員・児童委員には守秘義務があり、あなたのプライバシーは守りますので、困ったことがありましたら、お近くの民生委員・児童委員にご相談ください。

問合せ 福祉課 社会福祉担当
☎72-1117

◆主任児童委員◆

安心して子どもを産み、育てることのできる環境づくりは、私たちみんなの願いです。

主任児童委員は、地区担当の民生委員・児童委員と協力して、福祉課・児童相談所・学校・保育所(園)・幼稚園などのほか、子ども会・青少年育成団体・人権擁護委員・母子相談委員・警察などとの連携を図りながら、子どもたちを取り巻く家庭などの問題の解決に向けた援助活動を行っています。

問合せ 福祉課 社会福祉担当
☎72-1117



◆人権擁護委員◆

児童に対するいじめや虐待及び女性に対する身体的、精神的、性的、社会的暴力等人権に関わる問題を法務局その他の関係機関と協力して相談を行います。

問合せ 総務課 秘書職員担当
☎72-1113

◆人権ダイヤルのご案内◆

- みんなの人権110番
☎0570-003-110
- 子どもの人権110番
☎0120-007-110
- 女性の人権ホットライン
☎0570-070-810
受付時間 平日 8:30～17:15

モバイル人権相談受付窓口
(携帯版)



◆青少年相談員◆

県では、青少年を0～18歳未満と条例で定め、健全育成と環境整備に努めています。

町では、27名を青少年相談員に任命し、活動中です。どんな事でも気軽にご相談ください。

問合せ 教育委員会事務局 生涯学習担当
☎72-1148

16. みんなで楽しく学び・遊びましょう

家庭教育学級

同じ年頃の子どもを持つ保護者などがあつまり、家庭教育について一緒に学び、また悩みを話し合える場として家庭教育学級があります。

問合せ 教育委員会事務局 生涯学習担当 ☎72-1148

《町内の主な公園》

大子広域公園

開園時間 8:30～20:00
(4/1～11/30までは21:00まで。)
休園日 毎月第1水曜日、年末年始(12/31、1/1)
休園日が祝日の場合は、次の平日が休園日になります。
問合せ 大子広域公園 ☎72-5824



フォレスパ大子

バーデハウス(屋内プール) 通常期 10:00～20:00 夏期 9:00～20:00
だいごビーチ(屋外プール) 開業日 7月の第3土曜日～8/31 夏期 9:00～17:00
休館日 毎週水曜日(7月から8月除く)、12/31、1/1
※休館日が祝日の場合は次の日が休館日になります。
問合せ フォレスパ大子 ☎72-6100

オートキャンプ場 グリンヴィラ

営業日 4/1～9/30(第1・3水曜日休業日) 10/1～3/31(毎週水曜日休業日)
7/20～8/31、12/29～1/3は毎日営業
予約・問合わせ ☎79-0031
HP <http://www.greenvila.jp/>
Mail info@greenvila.jp

奥久慈茶の里公園

営業時間 9:00～17:00
休館日 毎週水曜日、12/31、1/1
問合せ 奥久慈茶の里公園 ☎78-0511



奥久慈憩いの森

開園時間 4/1～9/30 8:30～17:00
10/1～3/31 9:00～16:30
問合せ 奥久慈憩いの森管理事務所 ☎76-0002

大子ふれあい牧場

開場時間 9:00～17:00
休場日 毎月第1・3月曜日 12月から3月までの冬期期間
問合せ 農林課 農林担当 ☎72-1128

《町内の主な日帰り温泉》

森林の温泉

営業時間 10:00～20:00(受付は19:30まで)
定休日 第1・第3水曜日(休日の場合翌日)、12/31
問合せ 森林の温泉 ☎72-3200

道の駅 奥久慈だいご

営業時間 11:00～20:00(受付は19:30まで)
定休日 温泉は第1・第3水曜日、1/1
問合せ 道の駅 奥久慈だいご ☎72-6111



太子温泉 やみぞホテル

営業時間 11:00～15:00(受付は14:00まで)
定休日 なし(火曜日のみ12時から)
問合せ 太子温泉 やみぞ ☎72-1511

月居温泉 滝見の湯

営業時間 8:00～19:00(受付は18:00まで)
定休日 火曜日
問合せ 月居温泉 滝見の湯 ☎76-0373



1 7.子どもたちの創造力・豊かな感性を育てませんか？

・・・📖📖「読書のまち」として📖📖・・・

- ・・・📖 読書を楽しむ人があふれる町づくり 📖・・・
- ・・・📖 読書を通じて心の豊かさを育てる町づくり 📖・・・
- ・・・📖 読書の素晴らしさを全国に配信する町づくり 📖・・・

・・・📖 **大子町中央公民館別館図書館 プチ・ソフィア** 📖・・・

無料で本や雑誌の貸出しを行っています。1人5冊まで2週間利用できます。

開館時間 10:00～18:00

※休館日 月曜日・木曜日

問合せ 図書館 プチ・ソフィア ☎72-6123



・・・📖 **ブックスタート事業** 📖・・・

小さい頃から本に親しんでもらうため、1歳児・1歳6か月児・2歳児・3歳児の健康相談・健康診査時に絵本を配布します。

また、ボランティアにより読み聞かせの方法も教えます。絵本を通して親と子が語り合う時間を持つてみてはいかがでしょうか。

問合せ 健康増進課 健康増進担当 ☎72-6611



18. 考えていますか？ 防災対策

災害はいつ起こるか分かりません。万が一に備え、避難場所や非常時の持ち出し品の確認・災害用伝言ダイヤルの使い方について、家庭で話し合っておくことが大切です。家の中は安全ですか？大地震に備え、家具の転倒・落下防止や避難通路の確保を図っておきましょう。



● 転倒・落下防止 ●

- ・家具、大型家電は、突っ張り棒で、ピアノ等車輪のついている場合は、タイヤをロックして固定し、自分の目線より高い所には重いものや割れやすい物は置かないようにしましょう。
- ※特に、出入り口近くにタンスや食器棚を置く時は、向きに注意！！
- ※金具などで固定する場合は、借家などは確認を！！
- ・照明器具、食器棚の食器、本棚の本などが落ちてこないようにしましょう。

● 割れたガラスや食器類から身を守るためには ●

- ・ガラスや食器棚には、飛散防止フィルムを張るといいでしょう。
- ・昼間でも、レースのカーテン1枚はひいておきましょう。



● 避難通路を確保するために ●

- ・玄関や勝手口などの出入り口までの通路に、家具や倒れやすいものを置いておかないで広いスペースを確保しておきましょう。家具の置き方も工夫しましょう。

準備していますか？ 防災グッズ



災害が発生した時にすばやく生活上必要なものを持ち出すため、非常時持ち出し品の準備をしておきましょう。

● 貴重品 ●

- ・現金、預金通帳、印鑑、健康保険証等、運転免許証等

● 非常食 ●

- ・乾パン、缶詰、レトルト食品、甘いもの、飲料水(1日あたり1人約3リットル目安)等
- ※なるべくそのまま食べられるものを用意しましょう。
- ※アレルギーを持っている人は、専用の食品を用意しましょう。
- ※お子様の好きなお菓子を1つ用意しましょう。

● 救急薬品 ●

- ・目薬、絆創膏、三角巾、常備薬(持病のある方)、解熱薬、風邪薬、鎮痛薬(必要に応じて)等

● その他 ●

- ・携帯ラジオ、懐中電灯、衣類、生理用品、タオル、ホイッスルや笛、メガネ、入れ歯やコンタクトの保存用品等



災害はいつおこるかわかりません。季節の変わり目などにチェックしてみましょう。



赤ちゃん用

- ☐ 母子健康手帳
- ☐ 保険証（コピー可）
- ☐ 粉ミルクまたは液体ミルク
- ☐ 哺乳瓶+乳首（消毒剤）
- ☐ 医薬品（常備薬など）
- ☐ 離乳食（レトルト・瓶詰め）
- ☐ ガーゼのハンカチやタオル
- ☐ スプーンなど
- ☐ 飲料水
- ☐ 紙おむつ、おしり拭き、ウエットティッシュなど
- ☐ 衣類の替え（下着・服）
- ☐ 防寒具
- ☐ だっこひも、おんぶひも

※離乳食の内容や紙おむつのサイズは月齢によって変わるので2～3か月に1回は点検を！
粉ミルクなどの賞味期限もチェックしておきましょう。

子ども用

- ☐ 母子健康保険証
 - ☐ 保険証(コピー可)
 - ☐ 個人情報カード
- (住所・氏名・血液型・緊急連絡先・アレルギー情報等をまとめて作成しておくもの)
- ☐ 医薬品(常備薬など)
 - ☐ 防災頭巾やヘルメットまたは、あごひもの付いた帽子
 - ☐ おやつ類
 - ☐ お気に入りのおもちゃや絵本など
 - ☐ 家族の写真(迷子の時に役に立ちます。)
 - ☐ 冷却シート等の衛生用品
 - ☐ 防寒具やカイロ



大字町役場周辺案内図



- ◎ 本誌で紹介している制度及び事業は、令和6年4月現在のものです。見直しなどにより内容等が変更となる場合もありますので、ご利用に当たっては、各担当課等にお問い合わせください。
- ◎ 本誌において、障がいのある方の人権を尊重する姿勢に基づき、一定のルールにより「障害」及び「障がい」の表記を使用しています。

子育て応援情報誌 げんき
 発行・編集 大字町役場 福祉課 社会福祉担当
 住所 大字町大字北田気662番地
 電話 0295-72-1117 (直通)
 H P <http://www.town.daigo.ibaraki.jp/>

令和6年4月改訂版



M E M O

